

山口  
県教組

# 速報

2021年

1月27日

職場で回覧

・掲示を1/2

## 1/26山口県教育委員会「休日まとめ取り」のための 1年単位の変形労働時間制に係る規定の整備について提示

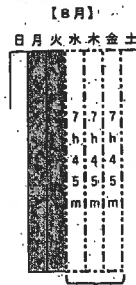
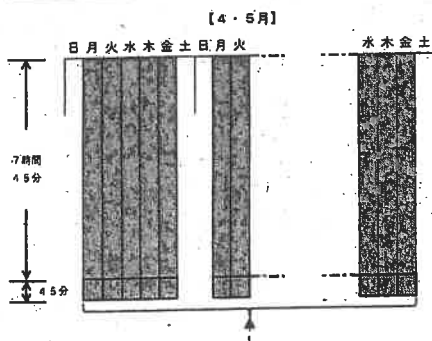
# 2月県議会に条例案上程!!! 令和3年4月1日施行!!!

### 1 制度の内容

- (1) 教育職員について、長期休業期間等に勤務時間が割り振られない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、必要のあるものについて、1箇月を超え1年以内の期間(以下、対象期間という。)を平均して1週間あたりの勤務時間が38時間45分となるよう、週休日及び勤務時間の割振りを定めることができる。
- (2) この場合、毎週少なくとも1日の週休日を設ける。  
(解説)→特定期間(繁忙期)は連続12日勤務が可能  
日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土  
休 -----> 休
- (3) 対象者の決定にあたっては、育児や介護を行う者などについて配慮を行う。  
(解説) 決定は、あくまで本人ではなく校長。 職場の分断につながる。
- (4) 対象期間は、長期休業日を含み、必要な期間とする。
- (5) 1日の勤務時間は原則として7時間45分、学期中の繁忙な機関においては9時間を上限とする。
- (6) 対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分して勤務日及び勤務時間等を割り振る方法によることもできる。
- (7) 「指針」※ に定められた一年単位の変形労働時間制の活用の際に講ずべき措置を講ずる。
- (8) 県費負担教職員について、所要の読替規定を設ける。

### 2 導入のイメージ

<例> 夏季休業中(8月)に連続3日間の休日を確保するため、繁忙期である4・5月に、勤務時間を8時間30分(4.5分延長)とする日を設ける。



- **勤務時間を延長する日数**  
勤務時間を8時間30分とする日を31日とすると、  
45分×31日  
= 1395分 = 23時間15分  
= 7時間45分×3日
- **勤務時間**  
通常勤務時間 8:00~16:30の場合、  
延長時の勤務時間 8:00~17:30  
(休憩時間60分)

<b>山口 県教組</b>	<b>速報</b>	2021年 1月27日	職場で回覧 ・ 掲示を2/2
-------------------	-----------	----------------	-------------------

※「指針」より

【対象期間において服務監督教育委員会及び校長等が教職員について講ずべき措置】

- 1 タイムカードによる記録等の客観的な方法による在校等時間※の把握を行う  
(※夕食をとったり、新聞を読んだりする時間は除く。8時間を超える勤務では1時間の休憩が含まれる)
- 2 部活動の休養日及び活動時間を、部活動ガイドラインの範囲内とする
- 3 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う。
- 4 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間に集中して設定する。
- 5 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

【対象期間において服務監督教育委員会及び校長等が学校について講ずべき措置】

- 1 部活動、研修その他の長期休業期間における業務量の縮減を図る
- 2 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う。
- 3 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する。

(「適用除外」とは明記されていない。質問しても、明言しない)

※条例案については提示なし

※学校現場は新しい制度に対応することも、議論することも困難！！

※コロナ禍で、業務量の管理などは進んでいない。

子どもたちにも教職員にもゆとりが必要なのに。なぜ、今！！

導入ありきではなく、学校現場の声に耳を傾け、寄り添う施策を！！

**県教組は断固反対します！**

**変形労働時間制は、働き方改革に逆行し、  
さらなる多忙化・長時間過密労働を引き起こします！**

**2/5(金) 人事・予算・義務教育課施策に関する県教委交渉  
県教組単独**

**2/8(月) 1年単位の変形労働時間制条例化に関する県教委交渉  
教職三団体(県教組・高教組・高職組)**

**いずれも14時から、県庁14階1号会議室**

※参加組合員には旅費が支給されます。

多数のご参加、現場からの発言をお願いします。

交渉に向け、要求意識アンケート(春闘アンケート)を大至急本部まで届けてください！

連絡先：山口県教職員組合TEL083-922-1214